

学校給食における地場産青果物の優先活用基準

平成 28 年 6 月 14 日教育長決裁

平成 28 年 6 月 23 日学校給食会理事会審議決定

1 優先活用の趣旨

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに、子どもが望ましい食習慣の形成や食に関する理解促進を目標としており、学校給食を生きた教材として活用するため、一層の内容充実が求められている。

学校給食における地場産物の活用については、給食時間等の献立を通じた指導によって、児童生徒は郷土への関心を高め、地域の食料の生産、流通、消費について深く理解し、生産者への感謝の心や自然を尊重する心をもつ等の教育的効果が期待できる。

また、本市食育推進計画においては、推進項目の中に「学校給食における地場産物を使用する割合（青果物品目）」を掲げ、計画期間終了年（平成 31 年）の目標値を 50%としている。しかし、平成 26 年度の地場産青果物使用割合（福岡県産青果物品目ベース）は、39.5%、平成 27 年度は 42.7%であり、年々少しずつ増加しているものの、目標値とは一定の差がある状況となっている。

このような中、学校給食において、地場産青果物の活用をさらに進めていくためには、生産者や行政の関係機関、学校関係者等の理解と協力のもと、学校給食会が購入する青果物のうち、地元で生産された青果物を優先的に使用する基準を設定するものである。

2 優先活用の基準

優先活用については、学校給食会に対し、給食実施月の 3 か月前までに学校給食会の物資納入登録業者を通して、地場産青果物の納入品目及び納入月、数量等を申請し、以下の条件を満す場合に限り、事前協議を経て納入できるものとする。

学校給食会は、申請された品目が使用可能な場合、納入月の 2 か月前に優先活用基準に基づき優先活用の申請を行った団体と事前協議を行い、納入品目及び数量、規格、価格等を決定する。なお、納入決定後、天候や作付け等によって、青果物の収穫量が変動し、学校給食への納入が困難となった場合は、納入団体の責任において、品質及び規格等、条件にあうものを必ず納入することとする。

(1) 納入に当たっての条件

① 産地

原則、市内産とする。（市内産が確保できない場合は、有明圏域定住自立圏で生産されたものを優先的に使用する。）

② 品目

学校給食で使用する青果物とする。使用品目等は別添資料「平成 27 年度小学校給食用青果物の月間使用量」及び「平成 27 年度中学校給食用青果物の月間使用量」を参照すること。

③ 納入団体

納入団体は、学校給食会に学校給食用物資納入業者として登録している者とする。

④ 価格

学校給食の食材料費は、保護者負担である給食費から支出するため、地場産物であっても高価なものは購入することができない。そのため、価格については、小売店等の価格及び学校給食への青果物納入価格実績を参照しながら、学校給食会と納入団体による協議において決定する。なお、同一品目において、1ヶ月の使用量のうち、一部を納入する場合は、学校給食会が他業者と契約した額と同額とする。

⑤ 規格

学校給食は、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」において、「給食の食品は、原則として、前日調理を行わず、全てその日に学校給食調理場で調理する。」と定められているため、午前中の限られた時間内で下処理から調理、配食までを行っている。このことから、青果物の規格が不揃いのときやサイズが小さい場合は、調理作業が煩雑になり、調理に支障を来すことが考えられる。

したがって、地場産青果物の規格については、納入する学校の食数及び調理性等を考慮し、学校給食会で品目ごとにサイズ等を定めることとする。

また、中学校給食はセンター方式により、約1,500食ずつ2献立分の調理を行い、調理後にセンターから各中学校へ配送する時間も必要であることから、調理の効率性が求められる。このため、センターに納入される地場産青果物については、品質や規格が揃い、サイズが大きいもの等、より厳選したものであることとする。

⑥ 数量

学校給食における青果物使用量は、別添資料「平成27年度小学校給食用青果物の月間使用量」のとおり、品目や給食実施月によって大きく異なるが、小学校給食は原則として全校分を納入することとする。ただし、全校分を納入することが困難な場合は、学校給食会と協議の上、優先活用分を納入する学校を決定し、一定期間納入できる数量を確保することとする。

また、中学校給食は一献立の1500食分を納入することとする。

⑦ 納入時間

小学校給食の納入時間は、調理作業及び衛生管理面を考慮し、「大牟田市学校給食会物資購入規程」に定めており、以下のとおりとする。

納入日	納入時間帯		納入期間
当日納入	8時30分～9時		6月1日～10月31日
前日及び当日	当日	8時30分～9時	11月1日～5月31日
	前日	14時～16時30分	

中学校給食の納品時間は、「大牟田市中学校給食用物資購入規程」に「発注物資は、給食会から指定された日、時間、場所に必ず納品すること。」と定めており、以下のとおりとする。

納入日	納入時間帯	備考
当日納入	7時	日・祭日の翌日
前日納入	15時30分～17時	前日納入が基本

3 献立の工夫

学校給食で地場産青果物の利用を拡大していくためには、地域で生産される食材の旬に合わせた献立を取り入れることも重要であることから、調理員対象の調理講習会において、地場産物を使用した料理を実習し、献立に取り入れる等の工夫を行っている。

今後は、関係団体から地域でとれる青果物の種類や収穫時期、収穫量等の情報を入手しながら、献立に新規の地場産青果物を使用できるように取り組むこととする。

4 その他

優先活用による地場産青果物の学校給食への納入については、取り組みを進めていく中で、新たな課題等が生じることが考えられる。関係機関が連携し、定期的な協議を行いながら、安定的で円滑な納入体制の確立を目指すことが重要であると考える。

優先活用地場産青果物の納入の流れ

